



International Trade and Rules of Origin under Oligopolistic Competition

高内, 一宏

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

2010-03-25

(Date of Publication)

2024-01-10

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4894

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004894>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名 高内 一宏
博士の専攻分野の名称 博士（経済学）
学 位 記 番 号 博い第 4894 号
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の日付 平成 22 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

International Trade and Rules of Origin under Oligopolistic Competition（寡占競争下の国際貿易と原産地規則）

審 査 委 員

主 査 教 授 石黒 馨
教 授 中西 訓嗣
教 授 菊地 徹

高内一宏氏学位請求論文審査報告要旨

論文 “International Trade and Rules of Origin under Oligopolistic Competition” （「寡占競争下の国際貿易と原産地規則」）

論文内容の要旨

本論文は、国際的な寡占競争下において地域貿易協定の原産地規則が国際貿易や貿易政策に及ぼす影響について検討したものである。ここで扱われる問題はおもに3つある。1つは、原産地規則が地域貿易協定の域内の補助金政策や域外関税に及ぼす影響に関する問題である。2つめは、原産地規則の要件を満たすか否かに関する企業の戦略的な行動が域内の企業利潤や経済厚生に及ぼす影響に関する問題である。3つめは、域内の最終財生産企業が R&D 競争に従事する場合に、原産地規則が国際貿易や域内の経済厚生に及ぼす影響に関する問題である。

本論文は、第1章の序論と第7章の結論を含め、7つの章から構成されている。各章の概要は以下の通りである。

第1章 “Issues and Overview” では、本論文の目的と各章の要約が行われている。

第2章 “Selected Survey” では、国際的な寡占競争下における原産地規則と国際貿易に関する先行研究について検討し、本論文の位置づけを行っている。関連する先行研究を以下の3つの研究領域に分け、各章との関係について明らかにしている。第1は、原産地規則が域内の補助金政策や域外関税に及ぼす影響に関する研究 (Falvey & Reed 2002 など) である。第2は、原産地規則の要件に関する企業の戦略的な行動が域内の企業利潤や経済厚生に及ぼす影響に関する研究 (Ju & Krishna 2002, 2005; Demidova & Krishna 2008 など) である。第3は、R&D 競争下の原産地規則が国際貿易や経済厚生に及ぼす影響に関する研究 (Lahiri & Ono 1999; Barros & Nilssen 1999 など) である。

第3章 “ROO and Strategic Subsidies” では、原産地規則が地域貿易協定の域内の補助金政策や域外関税に及ぼす影響について検討している。先行研究では、原産地規則と補助金政策や域外関税との関係については十分に検討されていない。本章の主要な結論は以下の点にある。第1に、原産地規則は域内の補助金政策を誘発する可能性がある。第2に、政策決定のタイミングによっては、域内輸出国の最適政策が自国企業への課税となる場合がある。第3に、政策決定のタイミングに関わらず、域外関税削減は域内輸出企業の利潤を増大させる。

第4章 “ROO, External Tariff and Market Structure” では、域内の対称的な2国が内生的に原産地規則を決定する場合に、産業構造の相違が域外関税削減の効果にどのような影響を及ぼすかについて検討している。本章の主要な結論は以下の点にある。第1に、最適な原産地規則の水準は地域貿易協定締結国の域外関税率と正の関係がある。第2に、域内の市場規模が十分に小さい場合には、域外関税の削減は域内の経済厚生を改善する。第3に、

市場における企業数が十分に少ない場合には、域外関税削減の効果は企業数に応じて大きく変化する可能性がある。

第5章 “ROO and Strategic Choice of Compliance” では、原産地規則の要件を満たすか否かに関する企業の戦略的な行動が域内の企業利潤や経済厚生に及ぼす影響について検討している。ここでは特に、域内の2つの企業が共に原産地規則を満たすか満たさない場合（同質的な企業行動）と、2つの企業のうち1つは原産地規則を満たすがもう1つはそれを満たさない場合（異質な企業行動）について検討している。本章の主要な結論は以下の点にある。第1に、域外関税率に比べて原産地規則の水準が十分に低い場合には、同質的な企業間に「異質な企業行動」が見られる。第2に、このような「異質な企業行動」において、経済厚生はその他の企業行動の場合に比べて最も低くなる。第3に、原産地規則の強化はすべての最終財生産企業の利潤を低下させる。

第6章 “ROO and R&D Rivalry” では、域内の最終財生産企業が R&D 競争に従事する場合に、原産地規則の変化が国際貿易や域内の経済厚生に及ぼす影響について検討している。本章の結論は以下の点にある。第1に、R&D の費用が十分に低い場合には、原産地規則の強化は、域内輸出企業の R&D 投資や利潤を増加させる。第2に、R&D 投資の費用が低く、かつ域内中間財価格が十分に高い場合には、域内最終財輸入国の最適な政策は輸入補助金になる。第3に、原産地規則のある水準において、域内最終財輸入国の経済厚生が最低になる場合がある。

第7章 “Conclusion and Future Research” では、今後の研究課題について述べている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、国際的な寡占競争下において地域貿易協定の原産地規則が国際貿易や貿易政策に及ぼす影響について検討したものである。本論文の主たる貢献として、以下の点があげられる。

第1に、原産地規則を内生的に決定し、国際的な寡占競争下において原産地規則が補助金政策や域外関税に及ぼす影響について明らかにしたことである。先行研究では、原産地規則は外生的に与えられる場合が多く、補助金政策や域外関税との関係も十分には検討されていない。本論文では、原産地規則が域内の補助金政策を誘発する可能性があることを示している。また、域外関税の削減が経済厚生を改善する条件を明らかにし、域外関税削減の効果が産業構造の相違によって大きく異なることを示している。

第2に、原産地規則を考慮することによって、同質的な企業間に「異質な企業行動」が行われることを明らかにしたことである。先行研究では、このような異質な企業行動は企業間の生産性格差によって説明される場合が多い。本論文では、生産効率に相違がない場合でも企業が異質な行動をとることを示している。また先行研究では、域内と域外の企業間の利害対立については指摘されているが、域内の企業間の利害対立については十分に検討されていない。本論文では、原産地規則の水準によっては、域内の最終財生産企業間に利害対立が生じる可能性があることを示した。

第3に、生産代替による経済厚生改善の可能性に関する議論を原産地規則と R&D 競争

が存在する場合にまで拡張したことである。先行研究では、直接投資や原産地規則による生産代替については検討されているが、R&D競争が存在する場合の生産代替については検討されていない。本論文では、R&D競争を考慮することによって、原産地規則のレント移転効果が域内輸出企業の利潤を必ずしも減少させないことを示した。また、R&D競争を考慮することによって、域内の最終財輸入国が原産地規則によって経済厚生を悪化させる場合があることを示した。

本論文にさらに望まれるのは、以下の点である。

第1に、原産地規則についての制度や実際の運用に関する議論を深めることである。本論文の原産地規則は、理論的な先行研究のモデルで用いられている想定をそのまま援用したものである。原産地規則は複数の基準によって定義することが可能であり、その内容は地域貿易協定によって異なる。経済政策や制度としての原産地規則の多様性を考慮し、理論研究を深めることが期待される。

第2に、一般均衡の枠組みにおいて寡占競争下の原産地規則の問題について検討することである。本論文では、先行研究に従って国際貿易に関する寡占競争下の原産地規則のさまざまな経済効果について部分均衡分析によって検討している。しかし、最近の国際貿易の理論研究では、寡占競争の分析であっても一般均衡の枠組みで分析されるようになってきている。したがって、本論文で得られた結論が一般均衡の枠組みでも成立するか否かを検討する必要がある。

第3に、本論文で得られた結論はすべて線形性の仮定のもとで得られたものであるが、非線形の場合に議論を拡張して検討することを期待したい。原産地規則と国際貿易に関する先行研究はほとんどが線形性を仮定している。本論文も先行研究に従い線形性を仮定し、興味深い結論を明確に導いている。このような結論をより説得力のある議論にするために、非線形の場合においても検討することが望まれる。

しかし、これらの点は今後の研究に待つべきものであり、これをもって本論文の意義と貢献が損なわれるものではない。

以上を総合して、下記の審査委員は一致して本論文の提出者が博士（経済学）の学位を授与される資格があるものと判定する。

平成22年3月7日

審査委員

主査 教授 石黒 馨

教授 中西 訓嗣

教授 菊地 徹